平成２４年（フ）第５３７号
大阪府寝屋川市高柳５丁目９番２号
債務者　横山　孝江
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４３号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　矢野　吉孝
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４４号
大阪府東大阪市宝持３丁目10番６号　近鉄タクシー社員住宅305号室
債務者　堀川　武志
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６号
北海道赤平市若木町南３丁目３番地
債務者　宮崎　英司
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
福島県耶麻郡西会津町尾野本字向谷地甲879番地２、前住所福島県郡山市字桑野清水台48番地の１　タウンズ桑野清水台３―301号
債務者　星　雄一郎
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第８２６号
神奈川県小田原市北ノ窪85番地　石田アパート北の２
債務者　牧野　信一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８４４号
神奈川県小田原市扇町２丁目７番52号　メゾンアイリス201号
債務者　山本　一仁
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６０７号
相模原市南区新戸2291番地１　ボナール102
債務者　石橋佳之扶
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４号
相模原市緑区下九沢2436番地12　Ｂ―103
債務者　髙原　　守
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７号
神奈川県座間市小松原１丁目37番１―413号　ゾンネンハイム第１南林間
債務者　長谷川貢枝
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１８号
相模原市中央区横山台１丁目31番９号　メゾンドロゼ103
債務者　平賀　洋一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１９号
相模原市中央区横山台１丁目31番９号　メゾンドロゼ103
債務者　平賀加代子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２４号
神奈川県座間市入谷４丁目1877番地の43　オークハイツ天台Ⅱ２―Ｄ号
債務者　村瀬　利雄
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６９１号
新潟市西蒲区川崎270番地１　サンブリーズ207号
債務者　松原　博文
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１号
新潟市中央区関屋大川前１丁目２番41　エイルマンション関屋アクアフォート201号
債務者　馬場　祐子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１号
新潟市西区小針４丁目９番９号　ジョイフル小針Ａ１―５号
債務者　逸見サヨ子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
新潟市西区五十嵐１の町7191番地　グリーンウェーヴ１―Ｂ、前住所新潟市西区五十嵐中島３丁目11番35号
債務者　吉田　幸雄
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所民事部